

派遣元事業主の皆さまへ

雇用保険の適用範囲が拡大されました！

◇ 雇用保険の適用範囲の拡大について

- 派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から拡大されました。

旧

- 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること



新

- 31日以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※ 4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、4月1日以後、31日以上雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により判断することとなります。

◇ 雇用契約期間が満了した場合の喪失手続について

- 派遣元事業主が、派遣労働者の方に対して雇用契約期間が満了するまでに次の派遣就業を指示しない場合には、派遣労働者の方が同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望する場合を除き、雇用契約期間満了時に被保険者資格を喪失することとなっています。
- 派遣労働者の方が引き続き同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望している場合には、原則として、契約期間満了後1か月間は被保険者資格を継続することができます。
- また、契約期間満了時から1か月経過時点において、次の派遣就業(派遣先)が確定している場合には、被保険者資格を喪失させることなく、次の派遣就業が開始されるまでの間、被保険者資格を継続することができます。)



詳しくは公共職業安定所へお問い合わせください
厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)